長崎県と西日本高速道路株式会社との包括的相互協力協定書

長崎県（以下「県」という。）と西日本高速道路株式会社（以下「西日本高速」という。）とは、相互の連携協力について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、県及び西日本高速が相互に協力して双方の資源を有効活用することにより、長崎県の地域の安全・安心の向上及び地域社会の活性化並びに高速道路及びサービスエリア・パーキングエリア（以下「高速道路等」という。）の利便性向上及び利用促進を図ることを目的とする。

（協力事項）

第２条　県及び西日本高速は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、次の事項について連携して取り組むことが可能な案件の検討及び推進に努めるものとする。

（１）防災・災害対策に関すること。
（２）観光・文化・産業の振興に関すること。
（３）環境保全に関すること。
（４）交通安全に関すること。
（５）高速道路等の利便性向上・利用促進に関すること。
（６）技術交流に関すること。
（７）その他この協定の目的に沿うこと。

（個別の協議）

第３条　県及び西日本高速は、この協定に基づき、個別の案件を連携して実施することについて合意したときは、具体的な推進方法、役割等に関し協議の上、別途取り決めるものとする。

（有効期間）

第４条　この協定の有効期間は、平成２４年１月１６日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに、県又は西日本高速のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日から更に５年間有効とし、以後もまた同様とする。

（その他）

第５条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、県、西日本高速は協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、県、西日本高速それぞれ署名の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年　１月１６日

長崎県長崎市江戸町２番１３号
長崎県知事　中村法道

大阪府大阪市北区堂島一丁目６番２０号
西日本高速道路株式会社
取締役　専務執行役員　奥平聖